

# K-Report

2013年 8月 1日発行  
第 3 卷 第 8 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



## 目次

### 1. 改正情報

### 2. WLB 労働時間に関する 取組事例

### 3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 専業主婦・主夫の年金が改正

年金の切り替え漏れで保険料の未納が生じた専業主婦・主夫を救済する年金制度改革法案が、6月19日に賛成多数で可決、成立しました。これにより、3年間の時限措置として、過去10年分の未納分を追納できるようになりました。また、未納があるにもかかわらず、本来より高い年金を受給している人については、追納期間終了後、給付額が10%を限度に減額されることになりました。

#### 【現行】

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：第3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した時や、妻自身の年収が増えた時などは、届出（第3号被保険者から第1号被保険者への変更届）をして、保険料を納めなくてはなりません。（※1）

**この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。**

#### 【改正後】

手続をすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。（※2）

#### 【特例追納の対象となる期間】

- ・ 特例追納をする時点で60歳以上の場合  
⇒ 50歳以上60歳未満の期間
- ・ 特例追納をする時点で60歳未満の場合  
⇒ 納付をする時点から過去10年以内の期間

#### 【特例追納できる期間】

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間（※3）

※1 妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

※2 この「受給資格期間」は、年金を受給するために必要な加入月数（原則300月（25年））には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※3 手続をした方に、平成27年4月に向けて特例追納の案内が郵送される予定です。

## 2. WLB 労働時間に関する取組事例

### ■ お悩み別対策

～ 採用活動をしなくても欲しい人材が集まらない ～

近年、新入社員を対象とした意識調査の結果をみると、「仕事よりも生活を重視したい」という希望が多くなっています。仕事と生活の調和が可能な会社かどうかということも、学生の就職先を選択する理由の一つとなっているようです。実際に、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めている企業では、採用活動に効果があったとする声が多く聞かれますので、事例をご紹介します。

#### ●ここがPoint

ワーク・ライフ・バランスの取組内容は多岐にわたりますが、その全てを実施する必要はありません。自社の業務特性や社員の特性にあった取組を行い、その実績をアピールしましょう。

#### ■学生への制度説明

学生から、男女を問わず長く勤めるためにワーク・ライフ・バランスの状況はどうかという質問があり、制度について説明を行っている。最近では男子学生からも、「育児休業は取りやすいか」などの質問があり、男子学生の関心も高まっている。（ソフトウェア業／1,000人以上）

#### ■国の表彰制度を活用したアピール

均等・両立推進企業表彰を受けたことで、社内でワーク・ライフ・バランスに対する関心が一気に高まった。表彰を受けたことで、大学の採用担当者からの評判もよくなった。法人顧客相手のビジネスの業態は、上場していても学生の知名度が低く、集まりにくい。取組をマスコミに取り上げてもらったり、学生に説明することで、採用活動に結び付けている。女性の応募も増えている。（電気機械器具製造業／1,000人以上）

## 3. 所長コラム

### ■ ロバート運送の騒動記

加取他5人 「社長、残業代を払って下さい。2年間分で1,000万円になります。」

ロバート社長 「じゃええじゃええ。どこからそんな計算になるのかね？君たち2年間で事故を立て続けに起こして損害額は200万円以上だし、前貸しだって一人10万円近くになるじゃないか。そんなの払えないよ。恩を仇で返すのか！」



デジタコで針が動いてなかったらトラックが止まっているということ。日報と一緒にデジタコとを照らし合わせ、休憩時間を把握することで労働時間の削減が図れます。

社長の気持ちは十分理解できるのですが、本来支払わなければならない残業手当の総額を算定しておかないと話になりません。

チャート紙の場合には、Excelなどに入力して集計しなければならず手間がかかり大変です。「デジタコ」が必要な理由がここにあります。今後の対策として、賃金規定を見直し基本給を必要以上に高くしないことや、手当を残業代に当てるなどの見直しをすることである程度改善できます。

「正確な労働時間の把握」と「賃金規程の改定」、未払い残業代の改善策にはこの二つの取り組みが大切ですね。